

中世における常陸平氏の動向 ―鹿島社七月大祭大使役を事例に―

生井 雅久
教科領域コース

1. はじめに

平将門の乱平定に貢献した平貞盛とその弟である繁盛の一族・子孫の内、中世において常陸国で勢力を伸ばした一族は「常陸平氏」と呼ばれる。中世における常陸平氏は、大掾氏(国衙の大掾職を世襲したことによる)を惣領としつつ、真壁氏や鹿島氏などの分出した各氏が、それぞれ土着した領地で活動していた。

また、本稿で検討する鹿島社七月大祭とは毎年七月十日・十一日に行われる祭りで、「七月御舟祭」とも呼ばれる。平安末期までは朝廷から勅使が派遣されたが、源頼朝在世の頃から、常陸平氏各氏が毎年交代で、七年一巡の巡役により、大使役を勤める体制となった。大使役を勤める七氏は臨時に国衙の大掾職に任じられ、勅使に準じた立場として祭事を勤仕した。また、大使役を勤める期間は、判形を据えないことが古法とされた。加えて、大使役の他に小使役の存在も確認できる。なお、天正十九年(1591)、大掾氏や鹿島氏等が佐竹氏に滅ぼされたことを受け、七月大祭は断絶したとされている。

2. 研究史の整理

本章では、常陸平氏と鹿島社大使役に関する先行研究の論旨を整理した。水谷類氏は、七月大祭の実質的な担い手は大使役を勤める常陸平氏各氏であり、その負担は相当なものであったとしつつ、勤役によって得られる利益として、第一に郡・荘等各氏の領域に対する支配権の確認を、七年に一度の神事参加に求める、第二に各氏の惣領制的一族結集の象徴的行為としての大きな役割、第三に各氏の庶子にとっては、知行地に対する権限の確認を行う機会を得たことを指摘している。高橋修氏は水谷氏の論考を踏まえ、大使役が有する意味として、第一に頼朝から補任を受けた常陸大掾氏の統制に服する「常陸平氏」の枠組み・メンバーシップを確認する機会や指標になったこと、第二に常陸平氏各氏が支配領域に公役賦課権を獲得し、各領主集団が郡・荘規模の領域支配を主張する根拠になったことの二点を指摘している。

池田公一氏は、石岡における府中総社宮祭・高浜青屋祭と七月大祭の関係について着目し、府中総社宮祭・高浜青屋祭を経て七月大祭が執行されていることから、七月大祭にとって二つの祭礼が不可欠な条件であり、また、総社宮祭→七月大祭の執行については、総社宮側の意見がある程度反映されていたことを指摘している。市村高男氏は、戦国期に入り佐竹氏等の影響を受けるようになった鹿島・行方郡の諸氏が、常陸平氏の末裔としての意識と自覚を持ち続け、鹿島社大祭等の儀礼に戦国後期に至るまで参加し続けていたとする。加えて、佐竹氏等の軍事的編成とは別に、実名に共有する「幹」の一字や儀礼を媒介に維持される同族意識が、大掾氏と彼らの繋がりを再生産して

いたことから、江戸・佐竹両氏は彼らの自立性と大祭等への主体的な参加を容認せざるを得なかったことを指摘している。

現状では、水谷類氏による鎌倉期を中心とした専論はあるものの、室町期以降の大使役については研究が乏しい状況にある。よって本稿では、室町期と戦国期に焦点を当て、当該期における常陸平氏と鹿島社大使役の関わりについて検討を行う。

3. 鹿島社大使役の巡役体制

七月大祭の頭役記録である「鹿島大使役記」には、建長六年(1254)から応永十一年(1404)までの期間における大使役が記されており、「真壁氏→小栗氏→吉田氏→東条氏→鹿島氏→大掾氏→行方氏」の巡役によって勤仕されていたことが分かる。本章では、大使役記の記録が無い応永十二年(1405)以降における大使役の巡役体制について検討を行った。

応永十二年以降の大使役の周期と、史料から確認できる大使役の事例を照合すると、永享八年(1436)から天文二十一年(1552)までは巡年通り勤仕された鹿島氏や真壁氏の事例があり、大祭断絶直前の天正十八年(1590)にも真壁氏による巡年通りの勤仕を確認できた。しかし、勤仕した氏族を確定できない事例や、巡年が一年ずれていると思われる大掾氏の事例も確認でき、必ずしも巡役体制が守られていたとは言えない。また、大使役を勤める七氏のうち、小栗氏は享徳年間に滅亡したとされており、勤仕が不可能になった可能性が高い。東条氏も戦国期に進む過程で衰退したことが指摘されており、勤仕の継続が困難になったことが想定される。大使役を勤める氏族の滅亡や衰退は、巡役体制にも大きな影響を及ぼしたと考えられる。

このような状況下、鹿島社が天正八年(1580)に出した大使役に関する制札では、「前後三年如在事」を強く禁じている。また、真壁氏の史料に「鹿島 御神役前後三年相勤候」とあり、制札の規定との関連が窺われる。鹿島社の制札と真壁氏の史料からは、以下のことが想定される。第一に制札で大使役を勤める一年間に加え、その前後一年ずつを合わせた計三年間は、疎略にすること無く勤めるよう定められている。第二に真壁氏が「御神役」を「前後三年」勤めたと記していることから、七氏による七年一巡の巡役体制が崩れており、真壁氏は大使役を三年連続で勤めた、あるいは、何らかの形で三年間大使役に関わっていたと考えられる。

以上、応永十二年以降における大使役の巡役体制については、勤仕する常陸平氏の滅亡・衰退を受け、巡役体制の維持が困難になり、次第に形骸化していったことが推察される。そのような状況に対し、制札を設ける等の鹿島社からの働きかけがあり、大使役は巡役体制が崩れつつも、戦国期まで一応継続していたものとする。

4. 室町期の大使役

応永年間以降、大使役は他氏との交代や勤仕の拒否を確認でき、一時は七月大祭の断絶に至っている。本章では、室町期の大使役と常陸平氏の動向について検討を行った。

まず、真壁氏の事例を挙げる。真壁氏は、永享七年(1435)に鎌倉公方の足利持氏から鹿島社の修理奉行に任じられる。しかし、翌永享八年(1436)には、大使役を勤仕する予定となっていた。このような状況下、真壁氏は本来勤めるべき大使役の交代を他氏に依頼し、持氏に命じられた鹿島社の修理に尽力している。また、享徳六年(1457)には、古河公方の足利成氏から大使役の郡銭の徴収を

命じられていた。真壁氏は郡錢徴収が難航している旨を成氏に伝えているが、成氏によって郡錢の徴収を厳命されている。成氏は郡錢の徴収を命じるなど、大使役に関与していたことが分かる。

続いて、吉田氏の庶子である石川氏の事例を挙げる。大使役に任じられた石川(平戸)氏は鎌倉府に対し、勤仕の年紀に至っていないことや、所領を横領されたことを理由に、大使役の勤仕が難しいことを伝えている。これに対し、鹿島社は国司代の頼詮という人物を中心に訴えを起し、石川(平戸)氏の主張を「姦訴」だとしている。また、この訴訟の奉行人である浄康は鎌倉府の人物と思われる、鎌倉府が大使役に関する相論に関与していたことが分かる。相論の年次は不明であるが、近世に編纂された『鹿島長暦』では、この訴訟を享徳元年(1452)の出来事としている。

真壁氏と石川(平戸)氏の事例からは、大使役に伴う郡錢徴収の負担が大きかったことが窺われ、また、大使役に対し消極的な態度を取る者の存在も確認できた。加えて、応永～享徳年間の鹿島社や常陸平氏は、持氏や成氏からの影響を受けている。持氏は鹿島社への関与や大掾氏の弱体化を図ることで、常陸国への影響を強めており、成氏も一時断絶した七月大祭の再開や郡錢の徴収を命じるなど、鹿島社や大使役に関与することで常陸平氏に影響を及ぼそうとする意図があったと考えられる。以上のことから、常陸平氏各氏にとって、大使役は郡錢徴収に伴う負担が大きく、また、常陸国や鹿島社に対して影響力を有する両公方の存在もあり、大使役を自身で完遂すべきものと捉えていなかったことが指摘できる。

5. 戦国期の大使役

室町期から戦国期に進む過程で、成氏以降の古河公方は親類間で内乱を繰り返すことにより権力基盤を縮小させていく。しかし、古河公方の影響力の縮小化と共に、常陸国では佐竹氏を始めとした各領主が勢力を伸長させていた。このような状況は、大使役にも影響を及ぼしたと考えられる。本章では、戦国期の大使役と常陸平氏の動向について検討を行った。

まず、真壁氏の事例を挙げる。当該期の真壁氏は、七月大祭と深い関わりを有する青屋祭についても、自身で勤仕しようとしていた。また、大使役に対して「目出度」「念願」等の文言を確認できる。当該期の真壁氏は、大使役への積極的な姿勢を鹿島社に示していた。

次に、行方氏の庶子である玉造氏の事例を挙げる。玉造氏は、我々のような少ない所領の者では無理であると大使役の負担の大きさを訴えている。訴えが行われた年次は分からないが、発給者の玉造辰勝は戦国期の人物ではないかと推測されていることから、この訴えは戦国期に行われたものと考えられる。当該期においても、大使役に伴う負担が大きかったことが分かる。

応永～享徳年間は、足利持氏や成氏が常陸国に対する影響力を有しており、大使役への関与もみられた。しかし、古河公方が権力基盤を縮小させるなか、大使役に対する影響も弱まったことが想定される。また、大使役を勤める氏族の滅亡・衰退による巡役体制の形骸化が進むと共に、常陸国では佐竹氏を始めとした各領主が勢力を伸長させていた。このような状況下において、真壁氏は自主的に大祭への参加を継続し、郡錢賦課によって領地の支配権を確認するなど、自身の支配の正当性を主張するための手段として、大使役を勤仕していたことが推察される。しかし、戦国期の人物と思われる玉造辰勝が、大使役の勤仕を拒否していることから、戦国期においても大使役に伴う負担は大きく、勤仕に対する積極性や自主性には、常陸平氏各氏で違いがあったものと考えられる。

6. おわりに

以上、室町期と戦国期における常陸平氏について、鹿島社七月大祭大使役を事例にみてきた。大使役は、七月大祭実施のために必要となる郡銭徴収といった大きな負担となる一方、鎌倉期以来の大使役勤仕や領地に対する郡銭賦課により支配権の正当性を主張できるという、二つの側面を有していたと言える。

室町期においては、郡銭徴収に伴う負担の大きさや、常陸国への影響力を有する両公方の存在もあり、勤仕に対して消極的な姿勢がみられた。戦国期に進む過程で古河公方の影響力は縮小するが、これに代わり伸長してくる佐竹氏のような勢力が存在していた。戦国期の真壁氏は、大使役を勤めることによる影響力を利用することで、自領支配における正当性を主張するために、大使役を勤仕していたことが推察される。これに加え、制札などの鹿島社等による働きかけもあり、大使役は巡役体制が崩れつつも、戦国期まで一応継続していたものと考ええる。

最後に、本研究の教材としての可能性について述べる。歴史を学ぶ上で、教科書内容の学習を通して、通史を理解することは重要と言える。しかし、歴史をより自分に近いものとして捉えるためには、地域の歴史に触れる機会も必要になると考える。地域の歴史を学ぶことは、その地域に対する理解や関心を高めると共に、文化財や地域史を次の世代に繋げるという観点からも、意味があるものと言えよう。本稿で扱った常陸平氏の各氏は、鹿島社が位置していた鹿島はもちろん、常陸国内の各地域に分立して活動していた。この点、常陸平氏は茨城県内の多くの地域において、地域の歴史を学ぶ際の題材として、活用する余地があるものと考ええる。以上を踏まえ、今後も教材研究および授業実践等、教育現場での活用について、思考と実践を繰り返していきたい。

主要参考文献

- ・水谷類「鹿島社大使役と常陸大掾氏」（同著『中世の神社と祭り』、岩田書院、2010年、初出1972年）
- ・市村高男『東国の戦国合戦』（吉川弘文館、2009年）
- ・高橋修編著『常陸平氏』（戎光祥出版、2015年）
- ・清水亮編著『常陸真壁氏』（戎光祥出版、2016年）
- ・中根正人『常陸大掾氏と中世後期の東国』（岩田書院、2019年）
- ・中根正人「室町～戦国初期常陸真壁氏の基礎的考察」（戦国史研究会編『戦国期政治史論集 東国編』、岩田書院、2017年）
- ・内山俊身「応永期における常陸東条氏の動向―旧東町福田徳林寺の虚空蔵菩薩坐像底部銘の発見から―」（『茨城県立歴史館報』第33号、2006年）
- ・石岡市史編さん委員会『石岡市史 下巻(通史編)』（石岡市、1985年）
- ・玉造町史編さん委員会『玉造町史』（玉造町、1985年）
- ・竜ヶ崎市史編さん委員会『竜ヶ崎市史 中世編』（竜ヶ崎市教育委員会、1998年）